

意見書案第5号

憲法への緊急事態条項創設中止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成28年3月24日提出

提出者	中間市議会議員	宮下 寛
賛成者	〃	青木孝子
〃	〃	田口澄雄

憲法への緊急事態条項創設中止を求める意見書

安倍首相は、国会答弁で「大規模な災害が発生したような緊急時において、国民の安全を守るため、国家・国民自らがどのような役割を果たすべきかを、憲法にどのように位置づけるかについては、大切な課題と考えている。」と緊急事態条項創設に言及していますが、このような国家緊急権は、本質的に憲法の効力を一部ないし全部停止するという点にあるとされています。

自民党の改憲草案には「法律と同一の効力を持つ政令制定が可能」とされており、行政権の裁量範囲が大きく拡大され、事実上人権条項が停止されることにもなりかねません。

「大規模な災害に対応する」ということであれば、現法律でも「災害対策基本法」「災害救助法」「大規模地震対策特別措置法」等設置されており、一時的にも憲法を停止する条項を創設することは全く必要はありません。

そもそも国家緊急権を否定したのが日本国憲法です。憲法制定の際、連合国軍総司令部（GHQ）から「緊急事態条項」を盛り込む提案があつたにもかかわらず、当時の金森・憲法担当大臣は「過去何十年の日本の、この立憲政治の経験に徴しまして、間髪を待てないというほどの急務はないのでありまして、そういう場合は何等か臨機応変の措置をとることができます」と日本側が拒否しています。

安全な国家緊急権などないというのが歴史の教訓としたのです。

憲法第99条（憲法尊重擁護の義務）に規定されているように、安倍首相に憲法改定を発議する権利はなく、国会答弁そのものが憲法違反というべきものです。

よって中間市議会は、憲法への緊急事態条項の創設を直ちに中止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月24日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様